

「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)」からの主な変更点

1 パブリック・コメントを踏まえた記載の修正

パブリック・コメントの概要

実施期間	平成29年12月15日～平成30年1月15日
意見人数	4人
意見件数	56件

パブリック・コメントに寄せられた意見を踏まえ、記載内容を修正した主な箇所は以下のとおり。

【第4章 分野別施策】

I - 1(3)障がい者の虐待防止、権利・利益の保護(p29～)

- 「市町村による成年後見制度利用促進基本計画の策定と具体的施策の推進を支援する」旨の取組みを加筆。(パブコメNo.5,p30②)

I - 3(1)ひとにやさしいまちづくりの推進(p34～)

- 「国からの通知、補助制度を周知することにより、市町村立学校のバリアフリー化を促す」旨の取組みを新たに記載。(パブコメNo.8,p35⑥)

I - 4(1)相談支援従事者の養成、確保及び質の向上(p38～)

- 相談支援従事者研修の充実により養成を推進する人材として、国において創設が予定されている「主任相談支援専門員(仮称)」を加筆。(パブコメNo.9,No.52,p38①)
- 相談支援従事者研修の研修制度の見直しにおいて、「意思決定支援、介護・医療分野との連携強化についても検討する」旨を加筆。(パブコメNo.7,p38②)

II - 1(1)特別支援教育を支える環境の整備(p56～)

- 障がい児支援において、「医療・保健・福祉・労働等の他部局との連携」を課題認識として加筆。(パブコメNo.17,p57 3行目)
- 「幼児教育における特別支援教育の体制整備」を課題認識として加筆し、「特別な支援が必要な幼児を支援するコーディネーターの研修の充実」を取組みとして新たに記載。(パブコメNo.21,p57 6行目,p60⑩)
- 「支援を要する児童生徒について切れ目のない支援の引継ぎを周知・徹底する」旨を加筆。(パブコメNo.15,p58⑤)
- 「障がいのある児童生徒がかかわるいじめの防止」の取組みを新たに記載。(パブコメNo.13,p59⑫)

- 「障がいの特性に応じてICT機器やデジタル教材の理解・普及に努め、学習上の困難等を改善する」旨の取組みを新たに記載。(パブコメNo.30,p61④)

II-2(1)障がい者の一般就労の拡大の推進(p62～)

- 障がい者の特性と能力に合った職場実習先や就職先の開拓・確保、短期の職場実習の実施における「国等の関係機関との連携」について加筆。(パブコメNo.22,p65⑩)

II-2(2)福祉的就労の充実(p66～)

- 「各圏域における就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する障がい者の就労支援のためのネットワーク会議の設置」を取組みとして新たに記載。(パブコメNo.32,p67④)
- 「就労継続支援A型事業所について、収入の改善等により、賃金水準の向上を図るよう指導する」旨の取組みを新たに記載。(パブコメNo.33,p67⑤)

II-4(2)障がい者の芸術文化活動の振興(p72～)

- 「障がい者の生涯学習を推進するための関係部局間の連携体制の整備」を取組みとして新たに記載。(パブコメNo.41,p74⑫)

III-1(1)親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援(p75～)

- 公営住宅における障がい者の優先入居、車いすでの生活が可能な住宅の整備に関し、「市町村営住宅での市町村との協力・連携」を加筆。(パブコメNo.43,p77⑫)
- 障がい者等の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、入居のマッチングや情報提供を行う「新たな住宅セーフティネット制度」について加筆。(パブコメNo.44,p77⑮)

IV-1(1)各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進(p82～)

- 「子育て世代包括支援センター等、妊娠・出産・育児において、不安や孤立感等を持つ対象者に対する、地域に密着した支援体制の強化」を加筆。(パブコメNo.53,p83③)

IV-2(3)発達障がい児者支援の充実(p87～)

- 「ピアサポートの推進を図る」旨の取組みを新たに追加。(パブコメNo.46,p88②)
- 「市町村職員に対しペアレントトレーニングの普及促進を図る」旨の取組みを加筆。(パブコメNo.45,p88④)

IV-2(4)重度障がい・医療的ケア児者支援の充実(p90～)

- 「医師や歯科医師看護師等を対象とした各種人材育成や小児在宅医療に関する研究会」の取組みとして新たに記載。(パブコメNo.48,p91⑤)

【第6章 第1期障害児福祉計画】

- 「放課後等デイサービスガイドライン及び児童発達支援ガイドラインの周知の徹底」と、「関係団体・事業所との連携促進」を質の向上のための方策として加筆。
(パブコメNo.6, No.47, No.50, p128 ウ 17行目)

2 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)の検討の進展に伴う修正

県議会における上記条例の検討の進展に伴い、県政情報の提供に係る取組みを追加

I-6(1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)の推進及び意思疎通支援の充実(p43～)

- 「県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載する」旨を加筆。(p45①)
- 「県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、字幕入り番組の制作に努める」旨の取組みを新たに記載。(p46③)
- 「障がいのある方の配慮マニュアルの改訂及び職員研修等により、障がい者意思疎通支援の対応を徹底し、県主催行事における意思疎通支援を確保する」旨の取組みを新たに記載。(p46⑦)